

ては、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

**【施策番号30】**

ウ 公共職業安定所において、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

**【施策番号31】**

エ また、平成25年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する労働行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修、公共職業安定所長研修において犯罪被害者等への理解促進を図った。

**(2) 個別労働紛争解決制度の活用等**

**【施策番号32】**

ア 厚生労働省において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（平成13年法律第112号）に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>）について、ホームページやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

**【施策番号33】**

イ P25【相談先整理番号40】参照

**(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発**

**【施策番号34】**

犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省において、企業や労働者に対し、同制度についての周知・啓発を図るため、平成25年度にはリーフレット等を作成し、関係行政機関や、経済団体、労働団体等224団体に送付するとともに、セミナーを開催した。

なお、25年度、同制度の導入につきアンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることさえ知らないという状況であった。26年度においても、引き続き周知・啓発を行うこととしている。

**被害回復のための休暇制度**



**第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**

**1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）**

**(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等**

**【施策番号35】**

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD（心的外傷後ストレス障害）専門家の養成研

修などを行い、精神保健福祉センター、病院、保健所などでPTSDを抱える地域住民等に対する相談支援を実施するなど、各施設での活動の充実を図っている。

「PTSD対策専門研修会」では、犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施しており、

平成25年度は174人が受講した。平成22年度からは、医師、コ・メディカル<sup>※3</sup>などを対象に講義だけでなく、模擬患者等を用いた実際の対応法の提示等を適宜組み合わせ実践的内容としている。

## (2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

### 【施策番号36】

厚生労働省において創設した医療機能情報提供制度（P19【相談先整理番号31】参照）により、都道府県においては、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援する観点から、医療機関が報告した医療機能に関する情報を、インターネット等を通じて公表することとしており、報告事項にはPTSD治療の可否も含まれている。厚生労働省においても、政府広報やホームページを通じて、医療機能情報提供制度の周知に努めている。

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html))

## (3) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

### 【施策番号37】

文部科学省において、平成23年3月に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/033-1/toushin/1304433.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-1/toushin/1304433.htm))を改訂し、PTSDに関する記述を明記するとともに医療系の学部関係者が参加する各種会議で基本計画の内容を紹介し、各大学におけるカリキュラム改革の取組を要請している。

また、厚生労働省において、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標に「精神・神経系疾患」を経験が求められる疾患として位置付けており、研修医の精神疾患に対する理解を促進している。

## (4) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

### 【施策番号38】

厚生労働省において、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」で取りまとめられた、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」([http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo\\_tebikizenbun.pdf](http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf))を、都道府県などで精神保健福祉に関する相談及び指導を行っている精神保健福祉センターに配布した。

なお、精神保健福祉センター、保健所において、現在、心のケアが必要な犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を行っている。

また、必要に応じて精神保健福祉センター長会議で犯罪被害者等に関する議題を取り上げることとしている。

## (5) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

### 【施策番号39】

厚生労働省において、平成18年度の診療報酬改定（同年4月1日施行）で、PTSDの診断のための心理テストを保険適用としているほか、平成22年度の診療報酬改定において、通院・在宅における精神科専門療法を長時間（30分以上）行う場合の評価を充実した。また、平成24年度の診療報酬改定においては、精神科救急医療体制の確保に協力を行っている精神保健指定医等が行う通院・在宅における精神科専門療法の評価を充実したところである。

## (6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

### 【施策番号40】

厚生労働省において、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急医療、入院を要

※3 コ・メディカルとは、一般的には医師を除いた医療従事者に対する総称であるとされている。

する救急医療、救命救急医療の体制の整備を図っている。また、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を担保するため、全国に287設置されている都道府県単位及び地域単位のメディカルコントロール（MC）協議会の質を底上げし、MC体制<sup>\*4</sup>を充実強化することを目的として消防庁・厚生労働省において、全国MC協議会連絡会を開催している。

### (7) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

#### 【施策番号41】

厚生労働省において、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療などが速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを各都道府県に求めている。

さらに平成22年度から「救命救急センターの評価」の評価項目に救急医療と精神科医療との連携体制を評価する項目の追加をし、その結果について公表することとしている（[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/topics/tp131025-1.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/topics/tp131025-1.html)）。

### (8) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

#### 【施策番号42】

国土交通省において、自動車事故による重度後遺障害者で在宅介護を受けている方の入院を積極的に受け入れる短期入院協力病院を新たに13病院指定し、全国では126病院を指定している。また、病院に加えて、短期入所を積極的に受け入れてもらうため、新たに障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定することとし、8施設を指定している。

独立行政法人自動車事故対策機構におい

て、より多くの被害者に公平な治療機会を確保する観点から、平成25年4月より近畿地区（大阪府泉大津市）の療護施設の増床を行うとともに、訪問支援、被害者やその家族との交流会、各種被害者団体との意見交換会への参加等を通じて、被害者やその家族の実情、要望等の把握に努めている（P15【相談先整理番号20】参照）。

### (9) 高次脳機能障害者への支援の充実

#### 【施策番号43】

厚生労働省において、各都道府県に高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関を設置し、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法などに関する研修などを行う「高次脳機能障害支援普及事業」（平成25年4月に『高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業』に名称変更）を実施している。

平成22年6月には、高次脳機能障害支援拠点機関が全都道府県に設置されている。

また、平成23年10月には、国立障害者リハビリテーションセンター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置し、高次脳機能障害に関する様々な情報や最新の支援情報を集約し、高次脳機能障害のある方やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信する体制を整備する等、情報提供機能の強化を図っている。特に、専用ページにおいて、高次脳機能障害のある方が障害者総合支援法に基づくサービスの対象であることや、疾患や年齢に応じた制度等を掲載し周知を図っている（「高次脳機能障害・支援センター」の業務概要は、P20【相談先整理番号33】参照）。

※4 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士などが行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。